

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務委託仕様書

1. 委託業務の名称

受動喫煙のない社会を目指したデジタル広報事業業務

2. 委託業務の目的

令和2年4月1日に改正健康増進法が全面施行され、受動喫煙防止対策が強化されているが、国民の認知度・理解度は高い状況とは言えず、普及啓発が課題となっている。また、本県においては全体の喫煙率は年々減少しているものの、妊娠中の喫煙や子どもの受動喫煙が課題となっている。

本県は子どもをたばこの煙から守ることをテーマに受動喫煙対策を進めているところであり、健康に無関心な層も含めたより多くの県民に対し喫煙と健康に関する正しい知識を普及し、望まない受動喫煙を起こさせない環境づくりを進めるために、SNSを活用した情報発信を行う。

3. 契約期間

委託契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日まで

4. 委託業務の内容

受託者は(1)の情報を届けるための創意工夫をして(2)の業務を行う。

健康に無関心な層も含めたより多くの県民に情報が届くよう、興味関心を引く内容や投稿・広告配信を行う。

なお、受託者が運用代行を行う期間の投稿に対しては、リーチ等の計測、分析を行うこと。

また、他者を批判する内容にはならないよう、投稿前に県と受託者で内容確認を行うこと。

(1) 広報内容

【大きいテーマ】

○受動喫煙をなくし、健康に過ごす環境を整えよう

・全県民へ：たばこの煙が及ぼす健康影響を知ろう・望まない受動喫煙をなくそう

・喫煙している方へ：ルールを守り、受動喫煙を防ごう

【詳細テーマ一覧】

テーマ	特に視聴させたい層
① 屋外の受動喫煙をなくすために	喫煙者
② 受動喫煙の健康影響	喫煙者
③ 受動喫煙を防ぐルール ～標識を見て喫煙可能か確認～	施設管理者
④ 受動喫煙を防ぐルール ～20歳未満は喫煙エリアに立入禁止～	保護者 施設管理者
⑤ たばこに関するトピック等	若者層（高校生・大学生・新社会人）向け

【詳細テーマ】

① 屋外の受動喫煙をなくすために

【ショート動画 6 秒から 15 秒程度、4～5 カット程度で構成】

《屋外で喫煙する場合も、周囲の状況に配慮をお願いします》

- ・健康増進法では屋外については特に禁煙などの措置を定めていない（第一種施設を除く）が、喫煙時の配慮義務が定められている。
- ・できるだけ周囲に人がいない場所で喫煙をするよう配慮する。
- ・子どもや妊婦の方等、特に配慮が必要な人が集まる場所や近くにいる場所では喫煙を控える。

② 受動喫煙の健康影響

【静止画：イラスト（1 セットあたり 1～3 枚の複数枚構成）】

《たばこは吸う人だけでなく、周りの人の健康にも影響があります》

- ・たばこから立ち昇る煙や喫煙者が吐き出す煙にも、ニコチンやタール等多くの有害物質が含まれている。
- ・受動喫煙は、妊婦や胎児、子どもの健康に悪影響を及ぼします。
- ・受動喫煙との関連が「確実」と判定された肺がん、虚血性心疾患、脳卒中、乳幼児突然死症候群（SIDS）について、日本で年間約 1 万 5 千人が死亡している。
- ・成人の喘息悪化や COPD 発症リスクを高め、子どもの小児喘息発症率上昇や気管支炎・肺炎を増加させる全年代的な呼吸器疾患のリスク要因です。

③ 受動喫煙を防ぐルール ～標識を見て喫煙可能か確認～

【静止画：イラスト（1 セットあたり 1～3 枚の複数枚構成）】

≪喫煙可能な施設には、指定された標識の掲示が義務付けられています≫

- ・飲食店等は原則屋内禁煙です。
- ・喫煙可能な場所を設置するには条件があります。
- ・喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室設置店、喫煙可能店および喫煙目的施設などには標識が掲示されている。
- ・施設管理者は施設（喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室）に応じた適切な標識を掲示する義務がある。
- ・標識確認による安全な施設選択、家庭や職場での禁煙ルール設定が受動喫煙防止の第一歩。
- ・非喫煙者が毎日受動喫煙の機会を有する割合は、家庭 3.9%、勤務場所 1.8%、飲食店は 0.1%。（R 4 滋賀の健康・栄養マップ調査）

④ 受動喫煙を防ぐルール～20歳未満は喫煙エリアに立入禁止～

【静止画：イラスト（1セットあたり1～3枚の複数枚構成）】

≪子どもを喫煙室へ入れない≫

- ・喫煙目的でなくても子ども（20歳未満）を連れて喫煙室に入ることはできない。
- ・喫煙施設でないか、大人が標識を見て確認。
- ・たとえ従業員であっても立ち入らせることはできない。
- ・受動喫煙は、妊婦や胎児、子どもの健康に悪影響を及ぼします。

⑤ たばこに関するトピック等

【静止画：イラスト（1セットあたり1～3枚の複数枚構成）】

≪加熱式たばこからも受動喫煙被害は発生します≫

- ・加熱式たばこの主流煙にはニコチン・有害物質が含まれ、呼気に混じって周囲に排出されます。
- ・紙巻きたばこよりは受動喫煙リスクが低いとされていますが、歴史が浅く長期的な健康への影響については分かっていない。
- ・特に妊婦・乳幼児・子どもへの影響を避けるべきです。
- ・家庭内での喫煙を避け、受動喫煙被害から家族を守ることが最優先です。

（2）業務内容

業務内容は1）～4）の業務とする。

1）デジタルコンテンツ（動画・静止画）の制作

作成するコンテンツの仕様および本数は以下のとおりとする。

ア. ショート動画：1本以上

- ・広報内容①に基づく、6秒から15秒程度のアニメーションまたは実写動画

のいずれか。

- ・ SNS 等での視聴行動特性（短尺、視覚的インパクト、テンポの良さ）を踏まえ、冒頭 2 秒程度で「趣旨が伝わるテキスト等を表示する」等の工夫を凝らした内容にすること。

- ・ 音声が出せない環境での視聴を考慮し、ナレーションや字幕（テロップ）を挿入すること。なお、テロップ等の表現は「やさしい日本語」を使用すること。

- ・ 出演者の撮影や、映像に第三者が映り込む場合は、受託者の責任において必要な肖像権処理を行うこと。

- ・ 広報媒体に応じた各画角を作成すること。（Youtube ロング用 16：9（1280×720 ピクセル）及び Meta（Instagram／Facebook）、YouTube ショート用 9：16（1080×1920 ピクセル）等）ただし内容は同じものでも可とし、各画角に応じた文字やイラスト等の配置とすること。

イ. 投稿用静止画（イラスト）：計 8 セット以上

- ・ 広報内容②～⑤のテーマに基づき、スライド投稿形式等（1 セットあたりサムネイルと合わせて 2～3 枚程度を基準とし複数枚画像で構成されるもの）のイラスト画像を計 8 セット以上制作すること。

- ・ 伝えたい内容（例：「受動喫煙は妊婦・子どもに悪影響」）を 1 枚目に明確に配置する等し、スクロールの促しやスクロール時の視認性を優先した構成とすること。

2) SNS による通常投稿（アカウント運用代行）

ア. 受託者による投稿代行（契約期間中：令和 9 年 2 月中旬まで）

- ・ 上記 1) で制作した「ショート動画 1 本（テーマ①）」および「投稿用静止画 8 セット（テーマ②～⑤）」について、県が保有する以下の公式 SNS アカウントから、県が指定するスケジュール（契約締結後 2 か月以内を初回とし 2 月までに②～⑤につき概ね同程度の間隔として各 1 セットを目安とする）に基づき通常投稿を行うこと。

- ・ 投稿テキストは事前に県へ投稿文案の確認を求めること。

【対象アカウント】

- ・ Instagram（健康しが@kenkoshiga）
- ・ Facebook（健康しが@kenkoshiga）

イ. 県による自主投稿用素材の納品

- ・ 上記 1) イで制作した「投稿用静止画（イラスト）8 セット以上」については、データで納品すること。

- ・ 契約期間中の受託者による運用代行用として契約締結後 2 か月以内を初回と

して2月までにアカウント運用代行で掲載したセット数を減じたセット数についても、投稿代行を行う際と同様に記載するメッセージや文章もあわせて作成し提出すること。

・契約締結後2か月以内を初回として2月までに投稿代行した数を8セットから減じたものに対する運用・通常投稿作業は委託業務に含まないものとする。

3) SNSでの広告配信（有料広告）

以下の仕様に基づきインターネット広告配信を実施すること。なお、広告配信に必要な媒体費（実費）は本委託料に含めるものとする。

ア. 配信対象コンテンツ：静止画／アニメーション動画から受託者の提案による。

イ. 広告配信を行う SNS：Instagram、Facebook、YouTube

ウ. 配信期間・費用：令和8年（2026年）の契約月から2ヶ月以内を初回投稿とし、令和9年（2027年）2月中旬までにおいて配信頻度、期間も含め受託者の提案による。

エ. 回数は各テーマ①～⑤を1回以上を原則とし、受託者の提案による。

オ. 各テーマ毎のターゲットとし①～④は20歳以上の滋賀県在住の男女とするが、⑤に関しては未成年とし、各媒体特性を活用した内容として受託者の提案の元、詳細は受託者と県との協議により決定する。

カ. YouTube/Meta：インプレッション数 700,000 回、リーチ数 700,000 回の「情報の認知・露出」を目標値として、アウトバウンド・ユニーククリック数（率）3500 回（0.5%）以上となる配信設定とすること。

キ. 受託者は、広告クリエイティブ（画像・動画等）の配信にあたり、本県が指定するウェブサイトの URL を適切に埋め込み、ユーザーがワンタップで直接遷移できる設定を行うこと。

※インプレッション数とは広告や投稿がユーザーの画面に「表示された総回数」のこと。

※リーチ数とは広告や投稿を目にした「重複のないユーザーの人数（アカウント数）」のこと。

※アウトバウンド・ユニーククリック数：広告をクリックして、SNS アプリの外部へ実際に遷移した重複のないユーザー数。

＞クリック先 URL：<https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>（厚生労働省）

ク. 広告においては「スキップ不可のインストリーム広告」、「バンパー広告」あるいは「トラフィック最適化配信」等も含め受託者から提案し、県と協議の上決定する。

※「スキップ不可のインストリーム広告」あるいは「バンパー広告」とは、YouTube 動画の前後や途中で流れる、ユーザーが途中で「スキップ（飛ばすことが）できない」動画広告のこと。

※トラフィック最適化配信とは、SNS のシステム (AI) に対して「とにかく広告のリンクをクリックして、リンク先のホームページを訪れてくれそうなユーザー」を最優先で自動的に探し出して、広告を集中配信する仕組みのこと。

4) 拡散状況の測定・分析

本事業において受託者が通常投稿および広告配信（上記2）アおよび3)) を行ったコンテンツについて、インプレッション数、リーチ数、再生回数、エンゲージメント率、クリック数等の拡散状況を測定・分析し、月次および事業完了時に報告すること。（県による自主投稿分は対象外とする）。上記3）オの目標値に対する月次状況に応じた改善案等も状況に応じた提案をすること。また、単なるクリック数だけでなく、埋め込んだ URL への『ユニーククリック数（実際にページに訪れた人数）』を計測し、成果報告書に記載すること。」

5. 実績報告および成果物

(1) 県は、受託者に対して、年度途中において、事業の進捗状況等の必要な事項について中間報告を求め、または実地に調査することができることとする。

(2) 受託者は、本業務の完了後、業務の内容をとりまとめた報告書およびそれらを記録した電子ファイルを成果物として、最後の投稿または広告配信終了から1か月後または令和9年（2027年）3月15日までに県が指定する方法（大容量ファイル転送システム等）により提出すること。

提出データ：

- ① SNS 通常投稿・広告配信・県自主投稿用に制作した画像データを含む8セット以上（PDF および PNG または JPG。1 セットあたりサムネイルを含む1～3枚構成）及び投稿代行を行う際に記載するメッセージや#（ハッシュタグ）等の文字も含まれた文章。
- ② SNS 通常投稿・広告配信用に制作した動画データ1本（各画角2種）（mp4）
- ③ 測定分析報告書データ（PDF）
- ④ 業務実績報告書（紙媒体および PDF データ）

※提出データ①②については事業終了後、無償かつ加工利用不可としたうえで、県のたばこ対策に係る事業（各種 Web サイトへの掲載や他媒体での活用を含む）において継続して活用できるものとする。

6. 実績報告等の納入場所

滋賀県健康医療福祉部健康しが推進課健康づくり係（大津市京町四丁目

1 番 1 号)

7. 業務の実施について

- (1) 業務の内容の詳細については、受託者からの提案内容に基づき県と受託者で協議のうえ、決定する。
- (2) 本業務の実施にあたり、受託者は業務実施体制について県に報告すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、受託者は県が指定する方法・場所で県と打合せを行い、業務進捗状況を共有すること。(第 1 回目は必ず対面での打ち合わせとする。)

8. その他

本業務については次のとおり実施すること。

- (1) 本業務の実施にあたっては、必要な関係法令を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に際し、第三者が著作権を有するものを使用したことで問題が生じたときは、県に不利益が生じないように受託者の責任において処理すること。
- (3) 本業務の実施にあたって知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 成果物(業務の過程で得られた記録等を含む。)を県の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与または譲渡してはならない。
- (5) 本業務の実施のために県が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用してはならない。また、これらの資料、データ等は事業終了までに県に返却すること。
- (6) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (7) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により申請を行い、県の承認を受けた場合は、業務の一部を第三者に委託し、または請け負わせる(以下「第三者への委託」という。)ことができる。また、責任者の第三者への委託は認めない。なお、第三者への委託範囲は受託者が責任を果たせる範囲とし、委託先の第三者に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (8) 受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書に記載のない事項または疑義が発生した場合は、速やかに県と協議を行い、業務を実施すること。
- (9) その他、本業務の効果的な実施のために必要な事項については、県と協議の上、定めること。